

議 事 の 経 過

会長	議事「性の多様性に関する上尾市の取組の現状の課題」について事務局に説明を求めます。
事務局説明	資料に基づいて説明。
会長	委員のみなさんご質問等どうぞ。
森田委員	ファミリーシップ宣誓制度の導入時期は？ 上尾・桶川・伊奈などの近隣自治体とは実際に話をしているのか？
事務局	ファミリーシップ宣誓制度の開始時期は特に決めてはいない。 議論が成熟し近隣自治体との調整がつき次第開始したい。 近隣自治体との連携協定についての協議は約2年前から始めている。現在は、実際に連携する際の制度の違い等の整理をしている。
会長	LGBTQ の理解増進法は差別禁止法から内容が後退しているとの声もあるが
石川委員	上尾市の宣誓件数は人口数の割に多いとのこと。 LGBTQ だけでなく、障害者や外国人差別も含めてあらゆる差別をなくしていこうという趣旨の条例を制定している自治体もある。 LGBTQ の方達への差別的な言動に対して市は具体的な取組はしているか、または地域で実際に何か事例はあったのか。
事務局	先駆けとなった渋谷区等では性の多様性に関する理解増進と差別禁止の条例の条項の一つにパートナーシップ宣誓がある。 上尾市含む近隣自治体は差別禁止等の条例の設置等はせずパートナーシップ宣誓・ファミリーシップ宣誓制度単体の要綱としての設計を考えている。 社会的に関心が集まる中、LGBTQ 含むあらゆる差別の禁止の条例の議論があることは認識している。 LGBTQ カミングアウトによる人権侵害の申し出はまだないが人権男女共同参画課が関わる様々な場所で相談等があることは認識している。
石川委員	LGBTQ 理解増進法は差別禁止法から内容が後退したという懸念が当事者から寄せられている。理解増進が必要であるとの向きが国民レベルでも高まっているが、反面批判の声も聞こえてくる。LGBTQ や性の多様性への批判・バッシングについて市で取り組んでいることは。
事務局	災害時の避難所等で問題が露呈しやすいと考えている。 県に令和6年1月16日に男女共同参画・LGBTQ と防災をテーマにした職員対象の講義を依頼中、そこから庁内全職員理解を深め、どのように市民に周知していくか検討していく。
石川委員	最高裁の判決で経済産業省のLGBTQ の方のトイレ事情の問題で国の対応に問題があったと判決があった、また、上司からのアウティングで精神的に障害を負い労働災害が認められた事例があるが、市役所の中でのLGBTQ の職員、マイノリティーに対しての配慮はあるのか。

事務局	「人権に配慮した市役所になるための手引き」でLGBTQに対するアウティングに関して記載した。手引きの中で啓発していく。
松尾委員	パートナーシップ宣誓制度の対象は上尾市民だけなのか？
事務局	今現在市内に住所を有する方と三か月以内に転入の予定のある方が対象。
松尾委員	上尾市の人口22～23万人のうち4千人前後、2%弱が外国人である。その方達も対象になっているのか。
事務局	現在の要綱では上尾に住所を有する方であれば国籍関係なく対象である。体が上尾市にある方々に対してどう制度をすすめていくか検討していく。
松尾委員	自治体間連携について、上尾市でパートナーシップ宣誓書を受領した後に他自治体に移転をした場合、上尾市に返還して他自治体では簡単な手続きで受領できることになっているが、パートナーを解消した場合は受領証を返還してもらうのか。
事務局	パートナーシップ宣誓の要件の、パートナー関係であること・市内に住所を有する、からはずれる場合は返還してもらうことになっている。
甲原委員	配偶者がいることは戸籍謄本でわかるが、事実婚、パートナーシップの方がいるかどうかは判断が難しいのではないか。
事務局	パートナーシップ宣誓制度は、両方・または一方が性的少数者であることという要件がある。 上尾市の要件には「※配偶者がいないこと、※事実上の婚姻関係にあること」になっており事実婚関係は要件に合致しない。 性的少数者であること・事実婚関係の方がいないことは、形のあるものでの確認はできないので市から要件を示し、宣誓者から「その通りです」との申し出により要件を満たしたと判断している。
吉田委員	「制度導入までの流れ」の中で当事者からの主な意見「制度発展に向けていく際に、婚姻や戸籍などの民法の法律等の関係性が問題になると思う」とあるが、男女間の婚姻届・離婚届の手続きのようにしたいとの考えなのか。またそのようにすると問題があるのか。
事務局	多くの当事者の方々が望んでいるのは同性婚であると認識しているが、それには国が同性同士でも婚姻ができるという法律にする必要がある。 市町村でなにかができるか、というところから始まったのがパートナーシップ宣誓制度であり、自治体が両者の関係を認めるところに一番意義がある。
吉田委員	国が制度を変えないかぎり課題は続くということか。 もし同性同士で結婚した場合、当事者達は戸籍にはどのように記載してほしいと思っているのか。
事務局	呼称は様々であり関係ないとの意見もある。法的に配偶者になることを望んでいると認識している。

高橋委員	<p>パートナーシップ宣誓制度について協議会の中でここまで深い議題となったのは初めてだと思う。</p> <p>今後も時間はかかっても話し合い、取り組むべき内容である。</p>
会長	<p>パートナーシップ宣誓制度について以前より委員のみなさんに意見を聞いてきたところであり、高橋委員のお話のように、丁寧に時間をかけて積み重ねていきたい。</p> <p>このような課題について教育の現場ではどのように対応したらよいかご意見ありますか。</p>
指導課長	<p>性の多様性について、実際に性自認に基づいて生活している生徒はいる。学校現場において、その生徒が安心安全に生活できるようにするには小中連携をしなければならない。小学校からの聞き取りをきちんとし、本人が辛い思いをしないで済むようにやっていかないといけない。</p> <p>実際に入学するにあたり制服やトイレ、着替えの更衣室などの課題が発生している。宿泊研修においても部屋やサービスエリアにおけるトイレ等の課題にも直面した。</p> <p>親や学校、周りの子どもたちの意識もしっかりと変えていかなければいけない。</p> <p>また部活動についても、以前は運動部の男女別であるものについては入部するのを避け、吹奏楽部、美術部とか文化部系に入らないといけいとの考えだったが、学校現場としてはそのような固定観念は変えていかなければならないというフェーズに直面していると認識している。</p>
会長	<p>理屈ではなく、すでに学校には当事者がいる、という認識でスタートする必要がある。学校現場では私達が思っている以上に柔軟に対応して、子供たちを守り育てているお話を聞いてほっとした。</p>
殿岡委員	<p>上尾市のパートナーシップ宣誓件数が多いとのことで、近隣に比べ意識が高くて良いと思う。</p> <p>実際に宣誓される方の性自認の傾向は把握しているのか。</p>
事務局	<p>実際ご本人がそれぞれどのような性自認なのかということをお伺いした上での宣誓というはしていない。あくまで戸籍上の、ということだが概ね女性同士の方が大体6割から7割のボリュームではないか。</p>
鈴木委員	<p>助産師さんが中学校に性の大切さ・性の多様性についての授業をするという取り組みがある。その中では、こども達から相談を受けることが多いとのこと。日本の法律の構成上、伝統的な「家族」偏重であると感じる。全てのこども達が安心できる社会であってほしい。LGBT理解増進法の内容が後退したことは悲しい。</p>
会長	<p>社会的には男であること、女であることを強いる、押し付けられるというような風潮の中で、苦しんでいるこども達がいると実感している。</p> <p>その子のあるがままをしっかりと受け止め、受け入れていく世の中になっていかないといけない。</p> <p>長いプロセスの中での、パートナーシップ宣誓・ファミリーシップ宣誓はひとつの段階であると思う。</p>

<p>会長</p>	<p>今一番気になることは、石川委員さんからもお話があったが、ネットを通じての差別的なこと。本当にひどい。表現の自由との兼ね合いもあるが、どのように対処していくか考えないといけない。 内山課長お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>6月23日に法が施行された翌日に市の防災関係の会議があり、災害時避難所でのLGBTQ支援について話をした。 LGBTQについて、まだテレビの中の出来事のような認識、自分のエリアにはいないどこかで行われていること、との認識の方も多と思われる。 例えば避難所で性別を書かされるなど。 性自認はその人をその人たらしめる大事な要素であるが、中には趣味的なもの、わがままを言っているのではないかと捉えてる方がいるのも事実。 中にはご理解いただいている意見もあるが、例えば、みんな命からがら避難所に来てやっと生活しているのに、男性じゃない女性じゃないと言われても、それどころではない等の意見もあるのが現状である。 今上尾市では16組のパートナーシップ宣誓を受け付けているが、これは平時であり、もっと潜在的にいると思われる。 調査によるがLGBTQは8%の人口比とも言われている。 非常時にこそ一緒にいて安心したいという思いから、パートナーシップ宣誓制度は利用していないが実はパートナーだという方達もあらわれるのではないかと。 理解が広まるよう、課として取り組んでいく。</p>
<p>会長</p>	<p>私達もしっかりと勉強、情報交換し現実と向き合いながら一つずつ前に進んでいく。大変な作業ではあるが、そこが大事だと思う。 今回の議事に関しては、市の現状を説明いただき、それに対する委員の皆様からの意見も踏まえ、今後も取組を継続していただくとしたい。 続いて事務局から報告事項をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項（1）人権施策事業報告及び人権施策事業計画の改訂方針について 報告事項（2）「人権に配慮した市役所になるための手引き」について</p>
<p>松尾委員</p>	<p>上尾市職員が非常に努力されているということは、十分感謝している。 ただ最終的にその達成状況も知りたい。 改善状況を報告書の中に入れていただいた方がよいのではないかと。 また「人権に配慮した市役所になるための手引き」の中で例えば15ページのこどもに関する内容について。 ある自治体の教育委員会が、小学生中学生の子どもたちが指導に従ってくれないので検討会を開き、改善策として、「廊下を走るな！」や「騒ぐな！」と強い表現だと子供達は反発するが、「廊下は静かに歩きましょう」や「静かにしましょう」と優しい言葉をかけるようにしたら非常に改善が見られたという報告がある。そのあたり検討していただきたい。 少々余談であるが、以前市役所の窓口に行き質問をしたところ、職員からの回答がなかなか返って来ず、最終的に泣き出してしまったことがあった。尋ねたところまだ業務4か月目とのこと。窓口には業務に精通した職員を一人二人配置してほしい。 市民のためでもあるし、窓口のトラブルの予防にもなると思う。 それもやはり一つの人権だと思うので、ご検討いただきたい。</p>

吉田委員	「人権に配慮した市役所になるための手引き」はどの範囲で配るのか。 すごく良くできていて勉強になった。 こども達に、こんな風に言ってあげればよかったのかと今更反省するところ である。 全市民など、多くの人に配った方がいい。市役所の職員だけか。
事務局	今のところはそのように想定をしているところである。
殿岡委員	実績報告書の25ページの高齢者と障害者の取組について、上段と下段の違い がよくわからない。内容的には同じだが件数が違っている。
事務局	取りまとめの際、高齢介護課と障害福祉課それぞれに照会をかけて両課から 帰ってきたものを集約せず掲載してしまったミスである。ご指摘ありがとう ございます。双方の最新のものを合わせて一つの内容にさせていただく。 最新のものを反映させて製本します。
殿岡委員	また、資料編の関係法令について障害者自立支援法というのが2006年に制定 されていて、そのあと2008年に障害者総合支援法の方に変わっているが、 資料には反映されていない。
事務局	ご指摘ありがとうございます。
松尾委員	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約というものがあるが、 自治体によっては「女子」も差別になるので「女性」という表現を使ってい る。上尾市ではどうなのか。
事務局	埼玉県等の表現に準じる形ではあるが、これまでの課の発行物では「女性の 人権」というような表現を使っている。
石川委員	残念ながら外務省の表現は「女子」となっている。 自治体と国との表現にギャップがあるが、自身としては「女性」がよいと思 う。
会長	ありがとうございます。事務局から事務連絡はありますか。
事務局	事務連絡（12月2日（土）あげおヒューマンライツミーティング21開催） （Facebook・X（旧Twitter）などSNS発信の強化）
会長	これで議事はすべて終了しました。 進行を事務局に戻します。
【閉会】	